

村松志保子助産師顕彰会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、村松志保子助産師顕彰会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都八王子市片倉町 1181-5 に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、江戸・明治・大正時代に女医から助産師（産婆）になり、博愛精神に基づいた福祉活動や女性の地位向上のために活躍した村松志保子の功績を顕彰し、その精神と志に根ざした活動を現在実施している助産師あるいは、過去に活躍した助産師（産婆）を表彰する。

また、会員相互の親睦を図るとともに、村松志保子の精神と志を継承する自律した助産師の育成を支援することにより、広く地域社会の母子保健活動及びリプロヘルス&ライツに関する活動を活力あるものとし、もって国民の健康増進と福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

1. 毎年、審査の上、該当する助産師に「村松志保子賞」、「精励賞」、「特別賞」等の表彰を行う。
2. 毎年、助産師を記念するイベントを行う。
3. 適宜、村松志保子の精神や志を継承するための助産師向けの研修会や勉強会を行う。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の目的、趣旨に賛同する者で、会長が入会を承認した者を会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、書記長 1名、会計 1名、その他の理事 若干名、
監事 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時は、その仕事を代理する。
3. 書記長は、会の総務を担当する。
4. 会計は、会の経理を担当する。
5. その他の理事は、会務の運営に当たる。
6. 監事は、会務及び会計事務を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、同一職に6年を超えることはできない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、総会において、選出する。

ただし、途中で欠員が生じた場合は、理事会においてその欠員役員を選出する。

(名誉会員)

第 10 条 本会に貢献多大であった会員を名誉会員とすることができる。理事会で推薦し、総会で承認を受ける。

(名誉会長)

第 11 条 本会に名誉会長を置くことができる。理事会が推薦し、総会で承認を受ける。任期は 2 年とするが、再任を妨げない。必要時、会長及び理事会の相談に応じる。

(顧問)

第 12 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。顧問は理事会が推薦し、総会で承認を受ける。任期は、2 年とするが、再任を妨げない。顧問は、必要時、理事会の諮問に応じる。

(相談役)

第 13 条 本会に、相談役を若干名置くことができる。相談役は会長が指名し、総会で報告する。相談役は、必要時、会長の諮問に応じる。

(総会)

第 14 条 通常総会は、毎年 1 回会長の召集により行う。総会議事は、監事を除く出席会員の過半数をもって決する。同数の場合は、会長がこれを決する。総会の議長は、会長もしくは、会長が指名した役員がこれに当たる。

(理事会)

第 15 条 理事会は、会長、副会長、書記長、会計、その他の理事、監事をもって構成する。理事会は、年 3 回以上開催する。理事会議事は、監事を除く、出席役員 of 過半数をもって決する。同数の場合は、議長がこれを決する。理事会議長は、会長もしくは、会長が指名した役員がこれに当たる。

(入会金及び会費)

第 16 条 本会の入会金は、5,000 円、会費は年額 5,000 円とする。
但し、名誉会長、名誉会員は、会費の徴収はしない。

(入退会)

第 17 条 本会に入会又は退会を希望する者は、所定の入会申し込み用紙にて申し込むこと。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

(役員等の報酬)

第 19 条 役員をはじめ、名誉会長、名誉会員、顧問及び相談役の報酬は無報酬とする。

(会則改正)

第 20 条 会則改正は、理事会で検討し、総会において決議する。

(会則に定めのない事項)

第 21 条 本会則に定めのない事項については、理事会において決議する。

附則 この会則は、平成 17 年 1 月 26 日から施行する。

附則 この会則は、平成 22 年 5 月 16 日から施行する。

附則 この会則は、令和 5 年 7 月 22 日から施行する。